

青森県消費生活基本計画（第 4 次）事務局素案の概要

1 策定の趣旨

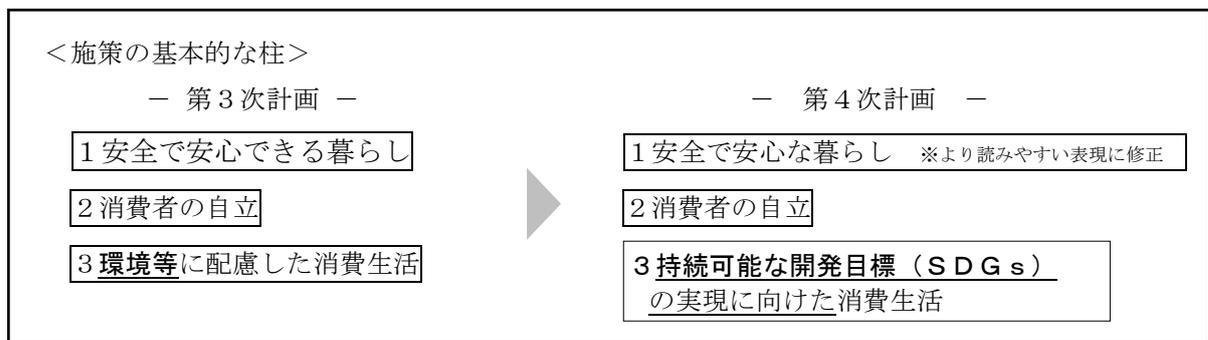
- (1) 青森県消費生活基本計画は、平成 12 年に青森県消費生活条例（平成 10 年 4 月施行）第 8 条第 1 項に基づき、消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として策定。
- (2) 本計画は、消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年 12 月施行）第 10 条第 1 項に基づく消費者教育推進計画としての性格も併せ持つ。
- (3) 現行の第 3 次計画（平成 29 年 2 月策定）が、計画期間（H29～R3）の終期を迎えることから、国の基本計画（令和 2 年 3 月閣議決定）や社会経済環境の変化等を踏まえ、次期計画（第 4 次）を令和 3 年度中に策定するもの。

2 策定方針

第 3 次計画を基本としつつ、超高齢化社会、デジタル化の進展、民法改正による成年年齢引下げ、新しい生活様式の実践、SDGs 等の社会経済環境の変化等を反映させる。また、特に重点化が必要な高齢者や障害者等、若年者、SDGs に関する取組に資するための新たな評価指標を設定する。

3 内容

- (1) 目的 消費生活の安定と向上
- (2) 計画期間 令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間
- (3) 基本的な視点 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援
- (4) 計画の位置付け 青森県消費生活条例第 8 条第 1 項
消費者教育の推進に関する法律第 10 条第 1 項
- (5) 第 3 次からの主な変更点
 - 超高齢化社会の到来やデジタル化の進展などにより、消費者トラブルが今後ますます増加・多様化していく懸念があることから、消費者被害の未然防止等に関する内容を充実させる。
 - 民法改正による令和 4 年 4 月 1 日からの成年年齢引下げを踏まえ、若年者への消費者教育に関する内容を充実させる。
 - 持続可能な社会の実現に向けた消費行動の更なる推進のため、施策の基本的な柱の 3 つ目のタイトルを「環境等に配慮した消費生活」から「持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた消費生活」に変更するとともに、「エシカル消費（倫理的消費）」や食育等の推進に関する内容を充実させる。



○ 以下の観点により、評価指標を見直すこととし、目標値等については別紙のとおり。

① 現行計画の評価指標の取り扱い

- ・ 「消費生活センター及び消費者ホットライン(188)の認知度」は、目標(80%)を達成していないことから引き続き継続。
- ・ 「消費生活相談窓口紹介ネットワーク構築市町村数」は、目標(40市町村)を達成したので削除。
- ・ 「消費者啓発事業への年間参加者数」は、目標(20,000人)の達成状況に関わらず毎年度の取組が重要であることから、引き続き継続。(達成：H30、R元／未達成：H29、R2)

② 新たな評価指標の設定

- ・ 高齢者や障害者等のきめ細かな見守り対策に資するため、「消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会設置市町村の県内人口カバー率」を追加。
- ・ 消費者行政の基本となる相談員の能力向上に資するため、「相談員の資格保有率」及び「相談員の研修参加率」を追加。
- ・ 成年年齢引下げに係る若年者対策に資するため、「若年者(20歳未満)の消費生活センター及び消費者ホットライン(188)の認知度」及び「消費者教育教材『社会への扉』等を活用した実践的な消費者教育の実施率」を追加。
- ・ SDGsの実現に向けた消費生活の推進に資するため、「エシカル消費の認知度」を追加。

4 推進体制

- ・ 外部有識者等で構成する青森県消費生活審議会及び青森県消費者教育推進地域協議会に、毎年度施策の取組状況を報告
- ・ 庁内関係課等で構成する青森県消費者行政連絡会議及び青森県消費者教育連絡協議会において施策調整
- ・ 青森県消費生活センターを中核とした取組の推進
- ・ 国、市町村、関係機関・団体等との連携・協力

5 今後のスケジュール

令和3年8月2日	消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会に事務局素案を説明
8月上旬～	庁内関係課から意見聴取
9月	消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会から意見聴取
10月～	原案としてとりまとめ、パブリックコメントを実施
12月	消費生活審議会に計画案を諮問・答申
令和4年1月	計画策定
2月	計画公表